

商品概要説明書
合併 30 周年記念 定期貯金

令和 7 年 4 月 1 日 現在

1. 商品名 (愛称)	自動継続型スーパー定期貯金(複利型) 合併 30 周年記念 定期貯金
2. 販売対象	個人
3. 期 間	定型方式…… 3 年
4. 取扱期間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで
5. 預 入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 (4) 預入対象 資金	一括預入 20 万円以上 1 円単位 他金融機関等から当組合へ預け替えする現金および振込資金
6. 払戻方法	○満期日以後に一括して払い戻します。 ○一部支払いの取扱いができます。預入日（または継続日）の 1 か月後の 応答日以後に、1 万円以上 1 円単位で、当 J A の中途解約利率により 一部支払いが可能です。 ただし、一部支払い後の定期貯金残高は、20 万円以上必要となります。
7. 利 息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税 金 (5) 金利情報の 入手方法	○当組合の組合員・組合員と同居の家族の方は、店頭表示金利に 0.50%（年利率） 上乗せの金利を満期日まで適用します。 上記以外の方は、店頭表示金利に 0.40%（年利率）上乗せの金利を満期日まで 適用します。 なお、一部支払い後の残高により金額階層も変更となる場合は、一部支払いした日 から満期日まで変更後の約定利率を適用します。 ○自動継続時の金利は、継続日の店頭表示利率を適用します。 ○取扱期間中、金融情勢により適用金利の見直しをさせていただく場合がございます。 ○満期日以後に一括して支払います。 ○付利単位を 1 円とした 1 年を 365 日とする日割計算で 6 か月ごとに複利計算を します。 ○20.315% (国税 15.315%、地方税 5%)※の分離課税となります。 ※令和 19 年 12 月 31 日までの適用となります。 ○金利は店頭に表示しています。
8. 手数料	_____
9. 付加できる 特約事項	○自動継続のため元金継続または元利金継続を選択いただきます。 ○総合口座通帳へ担保定期貯金として組み入れができます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に 0.50% (年利率) を上乗せした利率です。) ○通帳レス口座サービス (通帳等の発行に代えて J A バンクアプリにより通帳レス 口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただく サービス) がご利用になれます。 ○マル優 (障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」) の取り扱いができます。

10. 中途解約時の取扱い	○満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により6か月ごとの複利計算した利息とともに払い戻します。 (1) 6か月未満 解約日における普通貯金利率 (2) 6か月以上1年未満 約定利率×40% (3) 1年以上1年6か月未満 約定利率×50% (4) 1年6か月以上2年未満 約定利率×60% (5) 2年以上2年6か月未満 約定利率×70% (6) 2年6か月以上3年未満 約定利率×90%
11. 貯金保険制度（公的制度）	○保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
12. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA支店 または金融共済推進部 推進企画課（電話：053-476-3121）にお申し出ください。当JAでは規則の制定 など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 またJAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記JA金融共済推進部 推進企画課またはJAバンク相談所にお申し出ください。 静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。）
13. その他参考となる事項	○ATMおよびネットバンクによるお預入は対象となりません。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JAとびあ浜松